

申 請

平成 2 8 年 1 月 2 2 日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
安倍 晋三 殿

岩手県知事  
達増 拓也

原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）第 2 0 条第 2 項に基づく  
平成 2 7 年 1 2 月 2 1 日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。  
岩手県釜石市及び奥州市において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）のうち、「岩手県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理チェックシート」に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ
- 2 解除を申請する理由  
別紙 1、2 参照

## 別紙 1

### 出荷制限解除後の出荷管理と検査計画

#### 1 出荷制限を解除する範囲

出荷制限が指示された岩手県釜石市において産出されたしいたけ（露地において原木で栽培されたものに限る。）（以下、「露地栽培原木しいたけ」という。）のうち、「岩手県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理チェックシート」（以下、「栽培管理チェックシート」という。）に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ。

#### 2 経過及び解除申請の理由

平成24年3月26日から7月20日にかけて、釜石市の原木しいたけ（露地栽培）の全戸検査を実施した結果、18生産者から食品の基準値を超える放射性セシウムが検出された（出荷制限は4月25日に指示）。

基準値を超過した原因については、全生産者30名のほだ木を検査したところ、基準値を超過した生産者のほだ木が指標値（50 Bq/kg）を超えていたことから、ほだ木が汚染されていたものと推測。指標値を超えたほだ木はすべて破棄した。

生産再開を目指す5生産者については、「岩手県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理チェックシート」（平成25年7月）に基づき、落葉層の除去、ほだ木の遮光ネットによる被覆などの栽培管理に取り組みながら栽培を継続している。

今回、栽培管理に取り組んでいる1生産者を対象に、管理方法等が同一のほだ木を1ロットとし、当該ロットのほだ木から同一の栽培管理で発生したしいたけを1ロットとして、きのこ発生前のほだ木ときのこをそれぞれ3検体以上採取し検査を実施した。

検査の結果、きのこ（3検体）は平均値26 Bq/kg、最大値36 Bq/kgで食品の基準値を大きく下回り、発生前ほだ木（3検体）についても、平均値25 Bq/kg、最大値29 Bq/kgで指標値を下回っており、基準値を超過するしいたけが生産される可能性は低いと判断できる。

#### 3 岩手県釜石市における管理計画

##### (1) 生産者の管理

岩手県は、釜石市内で露地栽培原木しいたけの栽培を行う生産者について、生産者ごとに、ほだ場箇所数、ほだ木本数、原木入手方法、生産量などを記録した生産者台帳を作成する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより生産者及びほだ場の管理を行う。

##### (2) 栽培管理の実施

岩手県は、国の示すガイドラインに基づき定めた「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理実施要領」により、原木しいたけを栽培する全ての生産者における原木・ほだ木・きのこの放射性物質濃度検査の徹底、原木・ほだ木の管理、

落葉層の除去、土の跳ね返り防止などの取組を指導する。生産者は、原木の購入先、取組事項の状況、ほだ木やきのこの検査結果を「栽培管理チェックシート」に記録することにより管理を行う。

岩手県は、釜石市と連携し、生産者に対して、定期的に立入検査を実施し、栽培管理が適切に実施されていることを各生産者の「栽培管理チェックシート」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。

その際、栽培管理を適切に実施していないことが確認された生産者については、しいたけを出荷しないよう指導するとともに、流通関係者に対し、当該生産者のしいたけを取り扱わないよう周知を図る。

### (3) 解除後の出荷管理

釜石市内の生産者に対し、出荷先、販売先の記録・保存を徹底するとともに、必要に応じて「栽培管理チェックシート」の県への提出を求め、県の指導による栽培管理が実施されていることを確認する。

出荷される露地栽培原木しいたけについて、県の指導による栽培管理を実施していることの表記、原産地として「釜石市」を、栽培方法として「原木・露地」を表示する。

岩手県は、釜石市と連携し、これらの取組が確実に行われるよう、各生産者を巡回指導し、万が一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

さらに、JA、森林組合、産直施設、卸売市場に対し、出荷制限が継続されている市町の露地栽培原木しいたけを扱わないことや、市町名及び栽培方法の表示が無いしいたけについては、生産地の市町名及び栽培方法を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点を巡回指導する。

また、定期的にネット上で監視を行い、出荷制限指示が継続されている市町の露地栽培原木しいたけが販売されていないかを確認する。

### (4) 解除後の検査計画

釜石市内で、生産を継続している生産者については、しいたけの発生状況を確認しながら、釜石市と連携し、1ロットごとに1検体の出荷前検査を実施するとともに、発生期間内の1ヶ月に1回を基準として定期的にモニタリング検査を継続して実施する。

### (5) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

岩手県は、基準値を超過した生産者に対して、速やかに露地栽培原木しいたけの出荷自粛及び自主回収を要請するとともに、基準値を超過したしいたけは廃棄する。

また、当該生産者に対して、放射性物質の影響を低減するための栽培管理の実施状況を調査し、原因究明により再発防止を指導する。

(6) 新たに出荷再開を認める判断基準

釜石市内で、出荷再開を希望する生産者については、以下の要件を満たした場合、出荷を認めることとする。

- ①生産者台帳に登録されており、「栽培管理チェックシート」の提出を受け、放射性物質低減のための栽培管理に取り組んでいることが確認できること。
- ②栽培管理を実施したうえで、きのこの発生前に、ロット毎に3検体のほだ木検査を行い、全て指標値（50 Bq/kg）以下であることが確認できること。
- ③栽培管理を実施したうえで、きのこの発生期に、ロット毎に3検体のきのこの検査を行い、全て基準値（100 Bq/kg）以下であることが確認できること。

なお、生産再開後においても、(3)及び(4)における出荷管理、検査を行うものとする。

(7) 関係者への周知

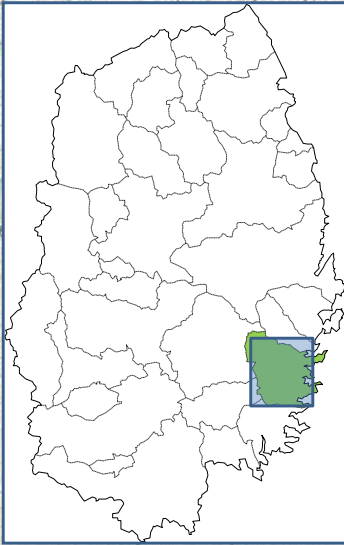
岩手県は、市町村・関係機関・団体と連携の上、本計画の内容について、生産者・流通業者等に周知を図る。

岩手県釜石市の原木しいたけ(露地栽培)の検査結果

| ほだ木<br>ロット | 生産地        | 放射性セシウムの濃度 |                |                |
|------------|------------|------------|----------------|----------------|
|            |            | しいたけ       |                | 発生前ほだ木(参考値)    |
|            |            | 検査日        | 分析値<br>(Bq/kg) | 分析値<br>(Bq/kg) |
| ①          | 釜石市橋<br>野町 | H27.11.10  | 36             |                |
|            |            | H27.11.10  | 16             |                |
|            |            | H27.11.10  | 27             |                |
|            |            |            |                | 25             |
|            |            |            |                | 29             |
|            |            |            |                | 20             |
| 検体数        |            |            | 3              | 3              |
| 平均値        |            |            | 26             | 25             |
| 最大値        |            |            | 36             | 29             |
| 中央値        |            |            | 27             | 25             |
| 標準偏差       |            |            | 10.0           | 4.5            |

注:<(不検出)のデータには、検出下限値の1/2を代入して計算した。

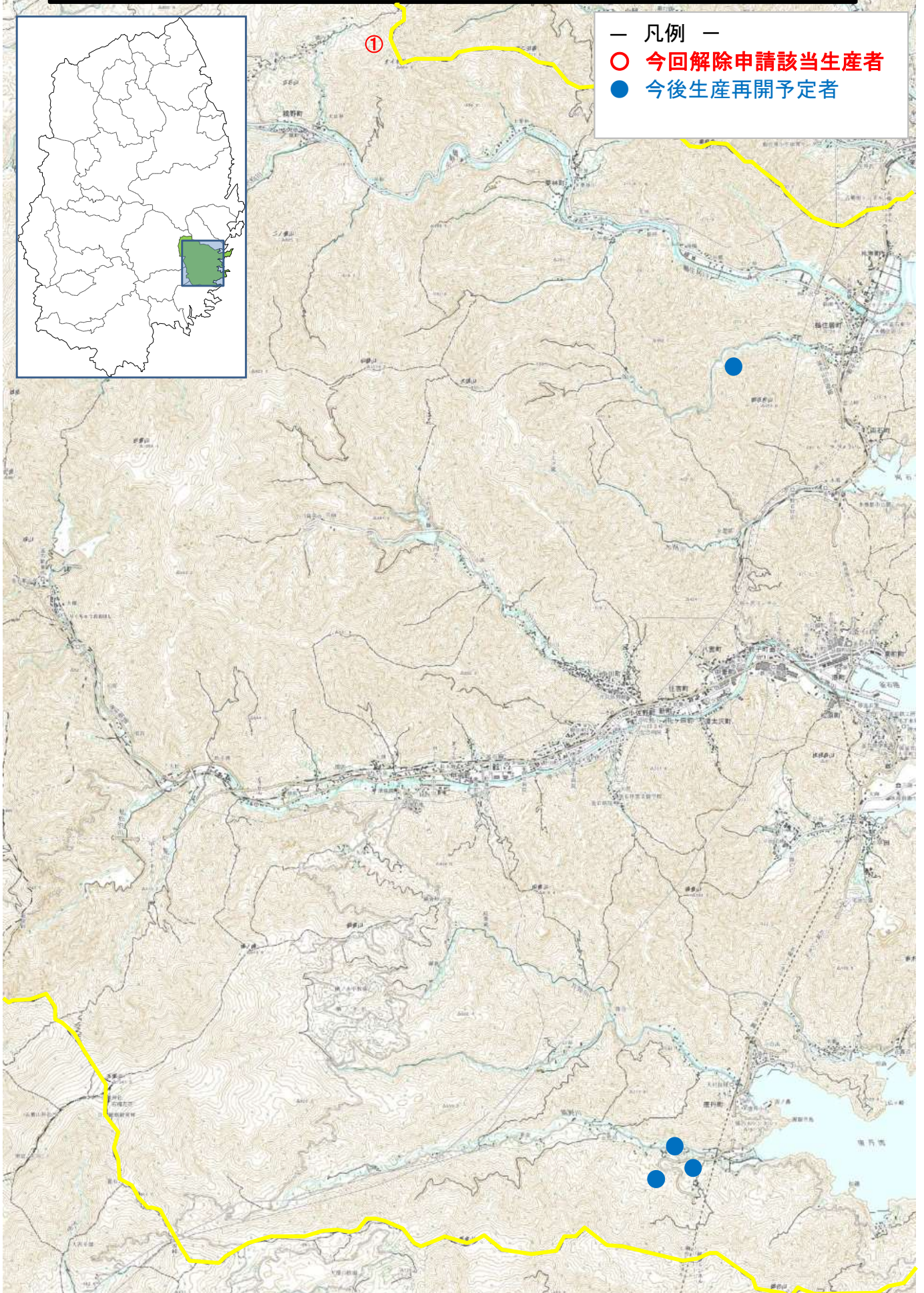
# 釜石市の原木しいたけ(露地栽培)の生産者位置図



— 凡例 —

○ 今回解除申請該当生産者

● 今後生産再開予定者



## 別紙 2

### 出荷制限解除後の出荷管理と検査計画

#### 1 出荷制限を解除する範囲

出荷制限が指示された岩手県奥州市において産出されたしいたけ（露地において原木で栽培されたものに限る。）（以下、「露地栽培原木しいたけ」という。）のうち、「岩手県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理チェックシート」（以下、「栽培管理チェックシート」という。）に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ。

#### 2 経過及び解除申請の理由

平成24年3月27日から8月7日にかけて、奥州市の露地栽培原木しいたけの全戸検査を実施した結果、110生産者のうち63生産者から食品の基準値を超える放射性セシウムが検出された（出荷制限は4月25日に指示）。

基準値を超過した原因については、全生産者のほだ木を検査したところ、基準値を超過した生産者のほだ木が指標値（50 Bq/kg）を超えていたことから、ほだ木が汚染されていたものと推測。指標値を超えたほだ木はすべて破棄した。

生産再開を目指す8生産者については、「栽培管理チェックシート」に基づき、落葉層の除去、ほだ木の遮光ネットによる被覆などの栽培管理に取り組みながら栽培を継続している。

今回、栽培管理に取り組んでいる2生産者を対象に、管理方法等が同一のほだ木を1ロットとし、当該ロットのほだ木から同一の栽培管理で発生したしいたけを1ロットとして、きのこ発生前のほだ木ときのこをそれぞれ3検体以上採取し検査を実施した。

検査の結果、きのこ（9検体）は平均値13 Bq/kg、最大値25 Bq/kgで食品の基準値を大きく下回り、発生前ほだ木（9検体）についても、平均値8 Bq/kg、最大値13 Bq/kgで指標値を下回っており、基準値を超過するしいたけが生産される可能性は低いと判断できる。

#### 3 岩手県奥州市における管理計画

##### (1) 生産者の管理

岩手県は、奥州市内で露地栽培原木しいたけの栽培を行う生産者について、生産者ごとに、ほだ場箇所数、ほだ木本数、原木入手方法、生産量などを記録した生産者台帳を作成する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより生産者及びほだ場の管理を行う。

##### (2) 栽培管理の実施

岩手県は、国の示すガイドラインに基づき定めた「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理実施要領」により、原木しいたけを栽培する全ての生産者における原木・ほだ木・きのこの放射性物質濃度検査の徹底、原木・ほだ木の管理、

落葉層の除去、土の跳ね返り防止などの取組を指導する。生産者は、原木の購入先、取組事項の状況、ほだ木やきのこの検査結果を「栽培管理チェックシート」に記録することにより管理を行う。

岩手県は、奥州市と連携し、生産者に対して、定期的に立入検査を実施し、栽培管理が適切に実施されていることを各生産者の「栽培管理チェックシート」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。

その際、栽培管理を適切に実施していないことが確認された生産者については、しいたけを出荷しないよう指導するとともに、流通関係者に対し、当該生産者のしいたけを取り扱わないよう周知を図る。

### (3) 解除後の出荷管理

奥州市内の生産者に対し、出荷先、販売先の記録・保存を徹底するとともに、必要に応じて「栽培管理チェックシート」の県への提出を求め、県の指導による栽培管理が実施されていることを確認する。

出荷される露地栽培原木しいたけについて、県の指導による栽培管理を実施していることの表記、原産地として「奥州市」を、栽培方法として「原木・露地」を表示する。

岩手県は、奥州市と連携し、これらの取組が確実に行われるよう、各生産者を巡回指導し、万が一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

さらに、J A、森林組合、産直施設、卸売市場に対し、出荷制限が継続されている市町の露地栽培原木しいたけを扱わないことや、市町名及び栽培方法の表示が無いしいたけについては、生産地の市町名及び栽培方法を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点を巡回指導する。

また、定期的にネット上で監視を行い、出荷制限指示が継続されている市町の露地栽培原木しいたけが販売されていないかを確認する。

### (4) 解除後の検査計画

奥州市内で、生産を継続している生産者については、しいたけの発生状況を確認しながら、奥州市と連携し、1ロットごとに1検体の出荷前検査を実施するとともに、発生期間内の1ヶ月に1回を基準として定期的にモニタリング検査を継続して実施する。

### (5) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

岩手県は、基準値を超過した生産者に対して、速やかに露地栽培原木しいたけの出荷自粛及び自主回収を要請するとともに、基準値を超過したしいたけは廃棄する。

また、当該生産者に対して、放射性物質の影響を低減するための栽培管理の実施状況を調査し、原因究明により再発防止を指導する。



(6) 新たに出荷再開を認める判断基準

奥州市内で、出荷再開を希望する生産者については、以下の要件を満たした場合、出荷を認めることとする。

①生産者台帳に登録されており、「栽培管理チェックシート」の提出を受け、放射性物質低減のための栽培管理に取り組んでいることが確認できること。

②栽培管理を実施したうえで、きのこの発生前に、ロット毎に3検体のほだ木検査を行い、全て指標値（50 Bq/kg）以下であることが確認できること。

③栽培管理を実施したうえで、きのこの発生期に、ロット毎に3検体のきのこの検査を行い、全て基準値（100 Bq/kg）以下であることが確認できること。

なお、生産再開後においても、(3)及び(4)における出荷管理、検査を行うものとする。

(7) 関係者への周知

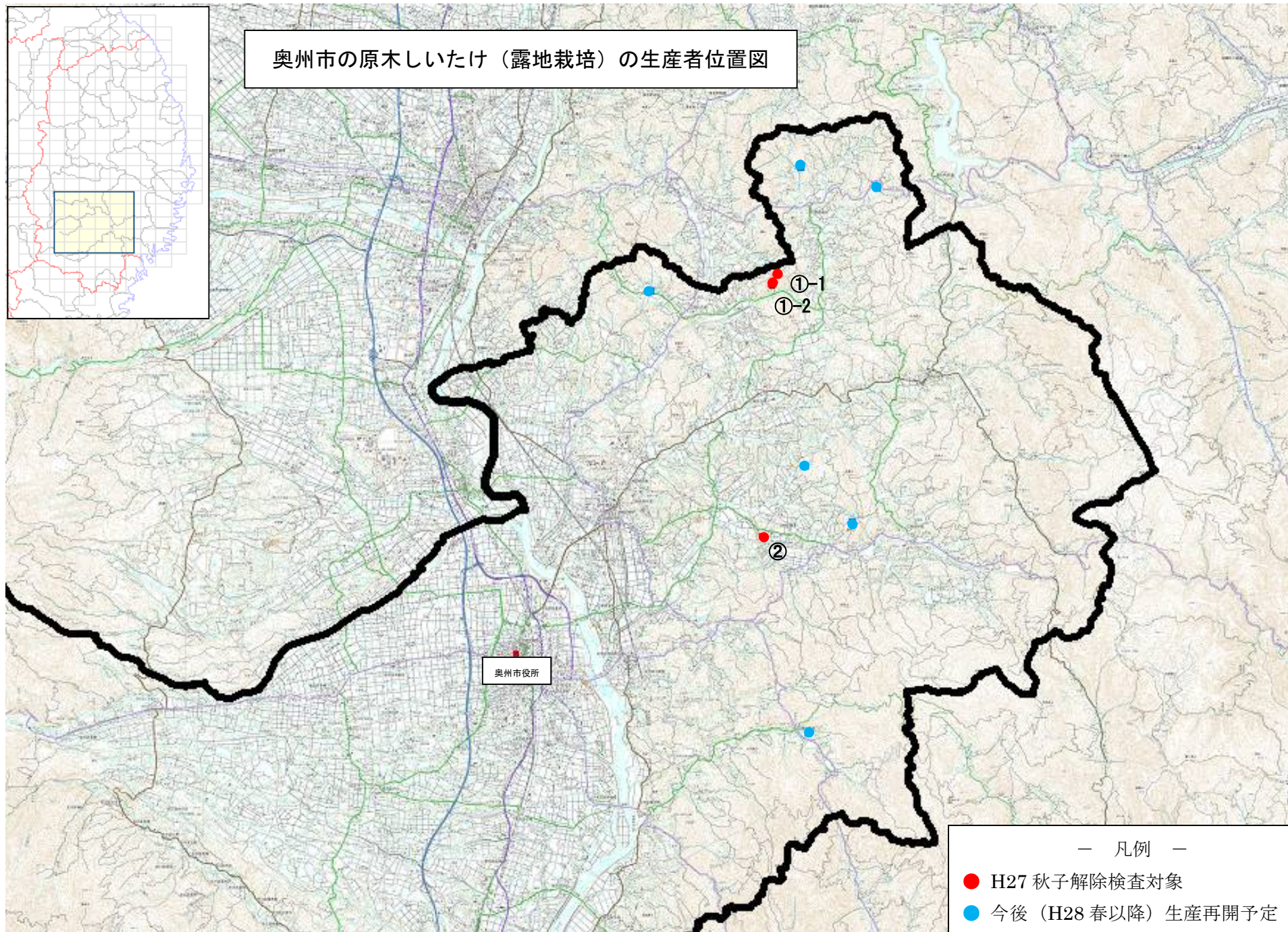
岩手県は、市町村・関係機関・団体と連携の上、本計画の内容について、生産者・流通業者等に周知を図る。

岩手県奥州市の原木しいたけ(露地栽培)の検査結果

| ほだ木<br>ロット | 生産地          | 放射性セシウムの濃度 |                |                |     |
|------------|--------------|------------|----------------|----------------|-----|
|            |              | しいたけ       |                | 発生前ほだ木(参考値)    |     |
|            |              | 検査日        | 分析値<br>(Bq/kg) | 分析値<br>(Bq/kg) |     |
| ①-1        | 奥州市江<br>刺区広瀬 | H27.10.23  | 9.7            |                |     |
|            |              | H27.10.23  | 11             |                |     |
|            |              | H27.10.23  | 11             |                |     |
|            |              |            |                |                | 9.4 |
|            |              |            |                |                | 13  |
|            |              |            | <14            |                |     |
| ①-2        | 奥州市江<br>刺区広瀬 | H27.11.2   | 20             |                |     |
|            |              | H27.11.2   | 25             |                |     |
|            |              | H27.11.9   | 18             |                |     |
|            |              |            |                |                | <17 |
|            |              |            |                |                | <15 |
|            |              |            | <16            |                |     |
| ②          | 奥州市江<br>刺区藤里 | H27.11.25  | <12            |                |     |
|            |              | H27.11.25  | <15            |                |     |
|            |              | H27.11.25  | <14            |                |     |
|            |              |            |                |                | 9.5 |
|            |              |            |                |                | <11 |
|            |              |            | <14            |                |     |
| 検体数        |              |            | 9              | 9              |     |
| 平均値        |              |            | 13             | 8.4            |     |
| 最大値        |              |            | 25             | 13             |     |
| 中央値        |              |            | 11             | 8.0            |     |
| 標準偏差       |              |            | 6.6            | 2.1            |     |

注:<(不検出)のデータには、検出下限値の1/2を代入して計算した。

奥州市の原木しいたけ（露地栽培）の生産者位置図



## 岩手県放射性物質低減のための原木きのご栽培管理実施要領

平成25年7月3日 制定 林振第230号

平成26年2月21日 改正 林振第698号

平成27年9月16日 改正 林振第322号

### (趣旨)

第1 本県の原木きのご栽培は、原子力発電所の事故による放射性物質の影響を受け、一部市町村に原木きのこの出荷制限が指示されているほか、全県にわたって風評被害が発生するなど、生産活動に対して厳しい状況が続いている。

こうした状況を踏まえ、安全な原木きのごを安定供給し、消費者の安全と産地再生を図るため、国の「放射性物質低減のための原木きのご栽培管理に関するガイドライン」(平成25年10月16日付け25林政経第313号林野庁林政部経営課長通知)に基づき、県の放射性物質の影響を低減するための原木きのごの具体的な栽培管理(以下「栽培管理」という。)の実施に必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要領における用語の定義は以下のとおりとする。

- (1)「チェックシート」とは、安全なきのご栽培を行なっていることを証明するため、別添1(露地栽培)及び別添2(施設栽培)のとおり生産者自ら栽培管理の具体的な取組事項をロット単位で記録するシートをいう。
- (2)「露地栽培」とは、森林の中など屋外や、(3)の施設栽培以外の施設できのごを発生させる栽培方法であり、別添1(露地栽培)のチェックシートで栽培管理を行うものをいう。  
なお、降雨や風を遮断していない人工ほだ場は、「露地栽培」に含める。
- (3)「施設栽培」とは、降雨や風を遮断したビニールハウス等の施設内できのごを発生させる栽培方法であり、別添2(施設栽培)のチェックシートで栽培管理を行うものをいう。
- (4)「しいたけ栽培履歴記帳日誌」とは、岩手県しいたけ産業推進協議会で作成した栽培日誌をいう。
- (5)「ロット」とは、ほだ木を「原木の伐採場所」、「植菌年」、「ほだ場」の組み合わせにより分類した管理のまとまりをいう。
- (6)「検査」とは、安全な原木きのごを供給するため、「きのご原木、ほだ木等検査実施要領(平成24年5月22日制定、林振第175号通知)」及び「原木しいたけ(原木生しいたけ及び乾しいたけ)全戸検査実施要領(平成24年3月23日制定、林振第555号通知)」並びに「県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画」に基づき実施する原木・ほだ木・生産物の放射性物質濃度の測定検査をいう。
- (7)「集出荷団体」とは、全農岩手県本部、農業協同組合、岩手県森林組合連合会、森林組合及び葛巻高原食品加工株式会社をいう。
- (8)「広域振興局等」とは、広域振興局の林務担当部、農林振興センター、林務室及び岩泉林務出張所をいう。
- (9)「出荷制限」とは、原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づき、原子力災害対策本部長から県に対し、発生した原木きのご(生産物)の出荷を差し控えるよう市町村に要請するよう指示があったものをいう。

- (10)「出荷自粛」とは、県が発生した原木きのこ（生産物）の出荷を差し控えるよう市町村に要請するものをいう。
- (11)「必須工程」とは、必ず実施しなくてはならない工程をいう。
- (12)「重要工程」とは、必須工程以外の工程で、放射性物質の低減対策のために必要と考えられる工程をいう。

（生産者台帳の整備）

第3 広域振興局等は、出荷制限指示及び出荷自粛要請の解除を行おうとする品目について、市町村及び集出荷団体と連携し、すべての生産者に対し生産情報、放射性物質濃度検査結果及び出荷再開の意向等を調査のうえ、様式1により生産者台帳（以下「台帳」という。）を作成し、内容に変更のあった場合は、その都度台帳を更新して管理する。

なお、出荷制限が指示されていない市町村であっても、「原木しいたけ」の生産者については、台帳を作成するものとする。

2 広域振興局等は、毎年次、農林水産部林業振興課が別に定める期日までに台帳の写しを提出するものとする。

（栽培管理の留意点）

第4 栽培管理は、放射性物質の影響を低減させるために行うものであり、特に以下の点に留意して行うものとする。

- (1) ロット単位で栽培を管理・記録すること。
- (2) 原木・ほだ木は検査を行い、国の定める指標値（50ベクレル/kg）以下であることを確認して使用すること。
- (3) 原木・ほだ木・生産物に土・林内雨・粉塵等を付けないこと。
- (4) 生産物は検査を行い、国の定める食品の基準値（100ベクレル/kg）以下であることを確認して出荷すること。

（栽培管理の確認）

第5 出荷制限指示及び出荷自粛要請の解除申請に必要な検査を行う生産者は、栽培管理に基づき具体的な取組みを行った日付等をチェックシートに記録するとともに、別に定める期日までに様式2によりチェックシートの写しを広域振興局等に提出する。

2 広域振興局等は、栽培管理が適切に行われているかチェックシートを確認し、様式3により生産者に確認結果を通知する。

また、確認を行った日付を台帳に記入して管理する。

3 出荷制限指示または出荷自粛要請がされていない市町村の生産者で第2項の確認結果通知を希望する場合は、第1項に準じてチェックシートの写しを広域振興局等に提出する。

4 広域振興局等は、出荷制限及び出荷自粛要請が解除された市町村において、栽培管理を適切に実施していない生産者を確認した場合は、是正を求めるとともに、農林水産部林業振興課及び当該市町村・集出荷団体に速やかに報告する。

（生産者の役割）

第6 チェックシートに基づき具体的な取組みを実施するとともに、実施日及び検査結果を記録する。

2 「しいたけ栽培履歴記帳日誌」への記録、出荷先・販売先の記録、県から通知された検査結果（以

下「検査結果等」という。)の保存を行う。

- 3 第1項で掲げるチェックシート及び第2項で掲げる検査結果等は、ロットの最後の生産物を出荷した日を起点に、生しいたけ栽培の場合は3年間、乾しいたけ栽培の場合は5年間保存する。
- 4 県、市町村及び集出荷団体からチェックシートの提出及び提示を求められた場合は、これに従う。

(集出荷団体の役割)

- 第7 広域振興局等及び市町村と連携し、生産者の取組みを支援するとともに、生産物の集荷時にチェックシートの記録を確認するなど、栽培管理の実行を定期的に指導する。
- 2 広域振興局等が行う検査に協力する。
- 3 新たなロットの追加や生産物の発生状況等、生産者情報を広域振興局等に提供する。

(市町村の役割)

- 第8 広域振興局等及び集出荷団体と連携し、生産者の取組みを支援するとともに、定期的な巡回指導等を通じて栽培管理の実施を指導する。
- 2 広域振興局等が行う検査に協力する。
- 3 新たなロットの追加や生産物の発生状況等、生産者情報を広域振興局等に提供する。

(広域振興局等の役割)

- 第9 生産者毎に、栽培管理実施状況及び検査結果のほか、ほだ場箇所数、ほだ木本数、原木入手先、生産量等を記録した生産者台帳を整備し、管内のしいたけ生産者の情報を常に最新の状態で管理・把握する。
- 2 検査を実施するとともに、検査結果等を生産者、市町村及び集出荷団体に通知する。
- 3 市町村及び集出荷団体と連携し、生産者の取組みを支援するとともに、定期的な巡回指導等を通じて栽培管理の実施を指導する。

(林業技術センターの役割)

- 第10 林業技術センターは、生産者の栽培管理の実施に対する取組み及び広域振興局等における生産者の支援が円滑に進むよう、必要な助言や技術的指導を行う。

(農林水産部林業振興課の役割)

- 第11 農林水産部林業振興課は、必要に応じてチェックシートの内容の見直しを行う。
- 2 出荷制限が指示された市町村において、栽培管理の実施が確認できた場合は、出荷制限の解除に向けて国と協議を行う。

(その他)

- 第12 本要領に定めのない事項については、その都度関係者が協議を行って対応するものとする。

(附則)

この要領は平成25年7月3日から施行する。

(附則)

この要領は平成26年2月21日から施行する。

(附則)

この要領は平成27年9月16日から施行する。







●●●● 広域振興局長 様

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

※自署の場合は印鑑不要

[生産者番号：●●●●●●]

### 放射性物質低減のための原木きのご栽培管理 確認依頼書

私は、岩手県放射性物質低減のための原木きのご栽培管理実施要領に基づき、栽培管理に取り組んできましたので、別添のとおりチェックシートを添えて確認を依頼します。

併せて、露地栽培（施設栽培）原木生しいたけの出荷制限（自粛）を解除するための検査を依頼するとともに、検査の実施にあたって、下記について同意します。

#### 記

##### 1 提出書類

放射性物質低減のための原木きのご栽培管理チェックシート（管理年次 平成●●年）

##### 2 同意事項

- (1) 県職員及び作業補助者が、ほだ場（栽培用ハウス）に立ち入ること。
- (2) 検査に用いる検体（しいたけ、ほだ木、土壌）を無償で提供すること。
- (3) 検査の結果、新たにほだ木の指標値超過が判明した場合には、当該ほだ木を速やかに処分すること。
- (4) 出荷制限（自粛）が解除された後、生産者氏名、住所（市町村のみ）、生産者番号について、県が、集出荷団体（JA・森林組合等）及び産地直売所に対し、情報提供すること。
- (5) 出荷制限（自粛）が解除された後、生産者番号を県ホームページに掲載すること。
- (6) 出荷制限（自粛）が解除された後、出荷物に生産地及び栽培方法を表示して販売すること。（表示例：「〇〇町・露地栽培」「〇〇市・施設栽培」）
- (7) 損害賠償請求のため、東京電力に対し、生産者番号、氏名、ロット数及び解除年月日を提供すること。

様式3

平成●年●月●日

〔生産者番号：●●●●〕  
（生産者名） 様

●●広域振興局長

**放射性物質低減のための原木きのご栽培管理 確認通知書**

平成●年●月●日付で依頼のありましたこのことについて、岩手県放射性物質低減のための原木きのご栽培管理実施要領に基づき、適切に栽培管理を実施していることを確認しました。

別添1



放射性物質低減のための原木きのご栽培管理 チェックシート【露地栽培】

|           |          |        |     |
|-----------|----------|--------|-----|
| <b>平成</b> | <b>年</b> | 生産者番号： | 氏名： |
|-----------|----------|--------|-----|

ロット管理表（ほだ木を「原木の産地」「植菌年」「ほだ場」の組み合わせにより管理する）

| ロット<br>番号 | 原木の産地<br>(市町村) | 植菌年 | ほだ場          |                 |    |    | ほだ木<br>本数 | 備考 |
|-----------|----------------|-----|--------------|-----------------|----|----|-----------|----|
|           |                |     | 種類<br>(該当に○) | 林相<br>(スギ・広葉樹等) | 場所 | 面積 |           |    |
| 1         |                |     | 林内、<br>人工ほだ場 |                 |    |    |           |    |
| 2         |                |     | 林内、<br>人工ほだ場 |                 |    |    |           |    |
| 3         |                |     | 林内、<br>人工ほだ場 |                 |    |    |           |    |
| 4         |                |     | 林内、<br>人工ほだ場 |                 |    |    |           |    |
| 5         |                |     | 林内、<br>人工ほだ場 |                 |    |    |           |    |
| 6         |                |     | 林内、<br>人工ほだ場 |                 |    |    |           |    |
| 7         |                |     | 林内、<br>人工ほだ場 |                 |    |    |           |    |
| 8         |                |     | 林内、<br>人工ほだ場 |                 |    |    |           |    |
| 9         |                |     | 林内、<br>人工ほだ場 |                 |    |    |           |    |
| 10        |                |     | 林内、<br>人工ほだ場 |                 |    |    |           |    |

※行が不足する場合は、適宜追加すること。













別添2



## 放射性物質低減のための原木きのご栽培管理 チェックシート【施設栽培】

|    |   |        |     |
|----|---|--------|-----|
| 平成 | 年 | 生産者番号： | 氏名： |
|----|---|--------|-----|

ロット管理表（ほだ木を「原木の産地」「植菌年」「ほだ場」の組み合わせにより管理する）

| ロット<br>番号 | 原木の産地<br>(市町村) | 植菌年 | ハウス |    | ほだ木<br>本数 | 備考 |
|-----------|----------------|-----|-----|----|-----------|----|
|           |                |     | 場所  | 面積 |           |    |
| 1         |                |     |     |    |           |    |
| 2         |                |     |     |    |           |    |
| 3         |                |     |     |    |           |    |
| 4         |                |     |     |    |           |    |
| 5         |                |     |     |    |           |    |
| 6         |                |     |     |    |           |    |
| 7         |                |     |     |    |           |    |
| 8         |                |     |     |    |           |    |
| 9         |                |     |     |    |           |    |
| 10        |                |     |     |    |           |    |

※行が不足する場合は、適宜追加すること。









